

第七十六回
帝國議會
貴族院

借地法中改正法律案特別委員會會議事速記録第五號

付託議案(追加)

大正二年法律第九號中改正法律案(政)

昭和十六年二月十日(月曜日)午後四時九分開會

○委員長(子爵秋月種英君) 開會致シマス

○政府委員(坂野千里君) 先般富小路子爵

カラ御尋ネニナリマシタニ點デゴザイマス

ガ、一點ハ本改正案ノ正當ノ事由ト云フノ

ハ如何ナル場合ダカ、ソレヲ例示セヨ、斯

ウ云フ御尋ネデアリマス、ソレカラモウ一

點ハ建物賃借ノ條件ヲ示シテ呉レトコ

トデアリマスガ、其ノ建物賃借條件ノ方

ハ印刷致シマシテ御手許ニ配付スルコトニ

ナツテ居リマスカラ、ドウゾソレヲ御覽願ヒ

マス、チヨット長クナリマスカラ……改正案

ノ正當ナル事由ト云フコトニ付テ例示シテ

御説明申上ゲルコトニ致シマス、正當ナル

事由ニ該當スルモノト致シマシテハ、先ツ

第一ガ自ラ使用スルコトヲ必要トスル場合

デアリマシテ、之ハ法文ニ先ツ以テ擧ゲテ

居ル、其ノ二ハ賃料不拂アル場合、契約解

除ノ前提ト致シマシテ、催告ガアリマス、

其ノ賃料ヲ支拂ヒ、爾後賃料ヲ滯納スルト

云フヤウニシテ賃借人ニ迷惑ヲ及ボスヤウ

ナ場合ガデアリマス、ソレカラ其ノ三ハ

土地ノ賃借ニ於キマシテ、賃借人ノ同意

ヲ得ズニ土地ノ原狀ヲ甚ダシク變更スル、

例ヘテ申シマスト普通建物ノ土地賃借ナル

ニ拘ラズ、地下ヲ掘下ゲテ堅固ナル建物ノ

建築準備フスルヤウナモノ、ガ之ニ當ルト

思ヒマス、地上權ノ場合ト同様ダト思ヒマ

ス、ソレカラ其ノ四ガ賃借人ガ賃借人ノ同

意ヲ得ズシテ建物ノ原狀ヲ甚ダシク變更ス

ル場合、例ヘバ建物ヲ損壞スル、又ハ無斷

デ建増若クハ改造スルト云フヤウナモノガ

之ニ當ル、ソレカラ其ノ五ガ賃借人ノ同意

ナク、土地又ハ建物ノ轉貸ヲ爲シ、又ハ賃

借權ヲ讓渡シタ場合、之ハ民法第六百十二

條ノ場合デス、ソレカラ其ノ六ガ賃借人ガ

破産ノ宣告ヲ受ケタ場合、ソレカラ次ニハ

大體ニ於テ正當ナル場合ニナリ、事情ニ依ッ

テハ或ハ正當デナイト云フコトヲ考ヘラレ

ル餘地ガアリマスガ、大體ニ於テ正當ナル

ト云フ事由ニ當リマス場合ノ其ノ一ハ、土

地又ハ建物ヲ自分ノ家族又ハ親族ニ使用セ

シムルノ必要アル場合、其ノ二ガ家族ガ増

加シテ分家スル必要ガアツクト云フヤウナ

場合、之ハ分家ト言ヒマシテモ法律上ノ分

家トハ少シ言葉ガ違ヒマス、マア分レテ住

ム、斯ウ云フ意味ニ御解釋ヲ願ヒタイノデ

ス、其ノ三ハ建物ノ保存上移轉改築ヲ必要

トスル場合、或ハ其ノ既ニ賃シテアル建物

ヲ改築スル場合、其ノ他借地借家ノ條件ノ

違反アル場合ハ大體ニ於テ正當ナル事由ニナ

ル、マア概略斯様ナ場合ガアルノデアリマ

ス、ソレカラ建物賃借ノ條件、ソレカラ

借地賃借ノ條件、此ノ二ツデ刷リ物ニシ

テ御配リ致シマシタガ、是ハ大體記録ノ中

カラ公正證書、或ハ普通ノ私證書デゴザイ

マスガ、サウ云フ證書ニ書出シテアルモノ

等ヲ大體選ビマシテ此處ニ擧ゲタ譯デアリ

マス、御覽ヲ願ヒマス

○長岡隆一郎君 今ノ御説明了承致シマシ

タガ、例ヘバ當節柄隣組、町會等カラ防空

壕ヲ造レト云フコトヲ頼リニ言ツテ來ルノ

デスガ、サウ云フ場合ニ賃借人ノ承諾シナ

カッタ場合ニ、防空壕ヲ造ッタト云フヤウナ

場合ハ、是ハ場合ニ依リマセウケレドモ、

正當ナル事由ニ入ルノデスカ、入ラヌノス

カ

○政府委員(坂野千里君) ソレハ色々ナ事

情ガアルダラウト思ヒマスガ、其ノ防空壕

ノ當然必要ノ範圍ノモノヲ造ツテ居ルトス

レバ、是ハ義務違反トシテ拒絶ハ出來ナイ

デヤナイカト考ヘマス

○長岡隆一郎君 拒絶シタ場合ハ……

○政府委員(坂野千里君) 正當ナル事由ニ

入ラヌ場合ガ多イデセウネ

○子爵富小路隆直君 此ノ際念ノ爲ニ何ッ

テ置キタイノデスガ、現行法ノ下ニ於キマ

シテ、一般ニ調停或ハ裁判ニ於キマシテハ、

改正法ノ趣旨ニ基イテ現在ヤツテ居ルモノ、

サウシテ又此ノ改正ノヤウナ判例デモ既ニ

アルノデゴザイマスガ、其ノ點ヲチヨット伺

ヒマス

○政府委員(坂野千里君) 御答へ致シマス、

此ノ改正ノヤウナコトデ裁判ヲスルト云フ

コトニナリマス、恐ラク權利ノ濫用ト云

フヤウナコトノ觀念ヲ作ツテ來ナケレバナ

ラスト思ヒマス、是ハ下級審デニ、三アツク

コトデゴザイマスガ、マダ全體ニハゴザイ

マセヌ、調停デハ大體斯ウ云フ趣旨デ調停

ガ行ハレテ居ル例ハ澤山アリマス

○委員長(子爵秋月種英君) 別ニ御質問ガ

ゴザイマセヌデシタナラバ、一ツ懇談的ニ

御話ヲ願ヒタイト思ヒマス、是ヨリ懇談會

ニ移リマス

午後四時十八分懇談會ニ移ル

午後五時四十一分開會

○委員長(子爵秋月種英君) 速記ヲ始メマ

ス、今日ハ此ノ程度デ散會致シマス、次會

ハ速記及ビ部屋ノ都合デ決定シ兼ネマスガ

ラ、決定次第彙報ヲ以テ御通知致シマス、

今日ハ是デ散會致シマス

午後五時四十二分開會

出席者左ノ如シ

- 委員長 子爵秋月 種英君
- 副委員長 男爵渡邊 修二君
- 委員 公爵岩倉 具榮君
- 侯爵黒田 長禮君
- 伯爵徳川 宗敬君
- 子爵富小路隆直君
- 子爵植村 家治君
- 柴田善三郎君
- 男爵肝付 兼英君
- 男爵村田 保定君
- 長岡隆一郎君
- 安宅 彌吉君
- 佐々木八十八君
- 上野松次郎君

政府委員

司法省民事局長 坂野 千里君